

第 2 4 号議案

中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則の
一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 7 年（2 0 2 5 年）3 月 2 8 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

会計年度任用講師の公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）の上限回数を撤廃するため、本規則の改正を行う必要がある。

中野区教育委員会規則第7号

中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和4年中野区教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を削り、同条第6項中「公募によらない再度任用」を「前項第2号の規定による公募によらない任用」に改め、同項第1号中「第4項第2号」を「前項第2号」に改め、同項を同条第5項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日以後の中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則第3条第4項第2号の規定による公募によらない再度任用については、同条第5項の規定は、適用しない。

（準備行為）

- 3 改正後の中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則の規定による会計年度任用講師の任用等に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。